

# コミュニティ花壇創出事業～まち花づくり～ 令和3年度 募集要項

みどりが少ないまちなかで

新しく花壇を作りたい

もっとまちに映える花壇にしたい

メンテナンスが楽な花壇にしたい etc.

いろいろな花壇への想いがある方々に

3年間にわたって花壇の専門家を派遣します。



環境保全課 自然環境担当

令和3年4月

「コミュニティ花壇創出事業 令和3年度 まち花づくり」にお申し込みされる場合は、申込要件をよくご確認ください。

## 事業内容

3か年にわたり、専門家から花壇制作についての知識と技術の指導を受けて、花壇を制作する。

### 1 目標

花壇運営団体が、質の高い花壇を自主的に継続して運営していく知識と技術を身につける。

### 2 対象団体数

1団体(選定)

### 3 期間

対象団体決定～令和6年3月31日まで

### 4 プログラム概要

#### (1) 初年度

- ア 講習会の実施(座学)と技術指導(最大6回 1回あたり3時間)
- イ 花壇制作に必要な花苗・土・肥料等の購入(植付2回分 予算上限あり)

#### (2) 次年度

- ア 講習会の実施(座学)と技術指導(最大2回 1回あたり3時間)
- イ 花壇制作に必要な花苗・土・肥料等の購入(植付1回分 予算上限あり)

#### (3) 最終年度

- ア 講師によるアドバイス(1回)

講習会の日程は、決定後に団体と調整します。

講習会・技術指導の具体的なイメージは、八王子市ホームページ  
グリーンパートナー養成講座を参照願います。

<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/index.html>からキーワード検索で  
グリーンパートナー養成講座

### 5 講師

令和3年度 大滝 暢子 講師 (次年度以降は市が指定するガーデンデザイナー)

### 6 その他

- (1) 講習会や花壇の様子を、市ホームページなど市の広報媒体に掲載します。
- (2) 花壇に花壇名称と事業名が記載された看板を設置します。
- (3) 事業内での受傷については、市で加入している傷害保険を適用します。

「コミュニティ花壇創出事業 令和3年度 まち花づくり申込書」は市ホームページからダウンロードできます。

## 申込要件

### 1 対象者

- (1) 成人が5人以上在籍している任意団体であること。
- (2) 市が派遣する専門家の指導を3年間継続して受けられること。
- (3) 事業終了後も、花壇の維持管理活動を継続する意志があること。(概ね10年間)

### 2 対象となる花壇(予定地含む)

- (1) 八王子市内に所在すること。
- (2) 公共性が高く、人目につきやすい場所にあること。
- (3) 植栽可能面積が合計9平方メートル以上あること。
- (4) 花壇(予定地)の土地の所有者又は管理者が事業対象花壇となることを承諾していること。
- (5) 記念樹など一部の例外を除いた既存植物全ての撤去に同意できること。

### 3 その他

- (1) 講習会を実施できる場所(講師用駐車スペースを含む)を、原則花壇近隣で用意できること。
- (2) 維持管理やゴミ処理など、花壇に関する一切について団体の責任において行えること。
- (3) 事業に関係する人・花壇ともに市の広報紙・ホームページ等の広報媒体に掲載可能であること。
- (4) 花壇に市が作成した看板を設置できること。
- (5) インターネットを閲覧できる団体構成員がいること。
- (6) 事業終了後も継続して市に花壇の状況を報告できること。

## 申込方法

以下の書類を締め切り日までに環境保全課へ、メール・郵送・直接持ち込みのいずれかの方法で提出してください。

- (1) コミュニティ花壇創出事業 令和3年度まち花づくり申込書(所定の様式)
- (2) 団体規約
- (3) 会員名簿(市で実施しているグリーンパートナー養成講座修了者がいる場合はその旨記入)
- (4) 花壇(予定地)周辺案内図

(1)の申込書以外は、任意の書式で結構です。

提出された書類は返却いたしません。必要な場合はあらかじめ写しをとってください。

**締め切り日 令和3年5月31日(月)必着**

### 【提出先 問い合わせ先】

八王子市環境部環境保全課 自然環境担当「まち花」

〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目24番1号

電話 042-620-7268

メール b111100@city.hachioji.tokyo.jp

## 「コミュニティ花壇創出事業 まち花づくり」について

「まち花づくり」とは…

「まちなかで花壇づくりをしましょう」を縮めました

八王子市の豊かな「みどり」は、そのほとんどが高尾山に代表される山林です。

山林のみどりが豊かな市の西部地域では、市民1人当たりの緑地面積は約588㎡ありますが、市街地である市の中央地域では10㎡もありません。

では、まちなかにみどりを増やすためには、木々や草花をただたくさん植えればよいのでしょうか？

植物は育ちます。木は根を伸ばし、枝を広げます。種類によっては花や実をつけては落とし、葉や枯れ枝を落とすこともあります。

草花も、種類によっては年々大きくなり、逆に、すぐに枯れてしまうものもあります。

人々の生活が営まれる「まちなか」のみどりは、人の手がかけられないと、人の生活と共存し、かつ美しく保たれることは決してありません。

コミュニティ花壇創出事業は、まちなかの景観と調和した美しいみどりを市民の皆さん自らが花壇として作り出し、維持管理できるように環境を整える事業です。まちなかに美しい花壇が数多く創出されれば、都市の緑化が進むだけでなく、まちの魅力が高まり、花壇を中心として地域のコミュニティも醸成されることでしょう。

